

整理番号	5 - 1
------	-------

令和5年度  
第432回 千葉地方最低賃金審議会  
議事録

令和5年7月6日  
15:30 ~ 16:10  
千葉県教育会館 604号室

令和 5 度  
第 432 千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和 5 年 7 月 6 日（木） 15：30～16：10
- 2 場所 千葉県教育会館 604 号室
- 3 出席者（委員）
  - 公益委員  
大澤委員、大竹委員、小野委員、下田委員、村上委員
  - 労働者側委員  
岡田委員、鈴木委員、田中委員、中島委員、野田委員
  - 使用者側委員  
池田委員、神田委員、黒岩委員、高橋委員
- 4 議題
  - （1）千葉県最低賃金の改正決定について（諮問）
  - （2）令和 5 年度千葉地方最低賃金審議会の運営について
  - （3）千葉地方最低賃金審議会運営小委員会・特別小委員会の設置について
  - （4）千葉県最低賃金専門部会の設置・運営について
  - （5）今後の審議日程について
  - （6）その他
- 5 配付資料
  - 資料 1 - 1 千葉地方最低賃金審議会運営規程
  - 資料 1 - 2 千葉地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
  - 資料 1 - 3 千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規程
  - 資料 1 - 4 千葉地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程
  - 資料 2 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項について
  - 資料 3 令和 5 年度千葉地方最低賃金審議会審議日程
  - 資料 4 令和 5 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧
  - 資料 5 地域別最低賃金改定状況の推移及び特定最低賃金改定状況の推移
  - 参考資料 1 2023 年 4 月 6 日 第 65 回中央最低賃金審議会 議事録
  - 参考資料 2 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告
  - 参考資料 3 第 66 回中央最低賃金審議会 次第（令和 5 年 6 月 30 日開催）
  - 参考資料 3 - 1 中央最低賃金審議会委員名簿

- 参考資料 3 - 2 中央最低賃金審議会運営規程
- 参考資料 3 - 3 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について( 諮問 )( 写 )
- 参考資料 3 - 4 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023
- 参考資料 3 - 5 経済財政運営と改革の基本方針 2023
- 参考資料 3 - 6 目安に関する小委員会委員名簿( 案 )
- 参考資料 4 第 1 回目目安に関する小委員会 次第( 令和 5 年 6 月 30 日開催 )
- 参考資料 4 - 1 主要統計資料
- ( 参考資料 3 - 4 参照 ) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023
- ( 参考資料 3 - 5 参照 ) 経済財政運営と改革の基本方針 2023
- 参考資料 4 - 4 足下の経済状況等に関する補足資料
- 参考資料 4 - 5 今後の予定( 案 )
- 参考資料 4 - 6 最低賃金に関する調査研究

## 6 議事内容

( 賃金室長 )

ただ今から、第 432 回千葉地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公・労・使合わせ 14 名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

本日は、本年度第 1 回目の審議会でございますので、労働局長から御挨拶申し上げます。

( 局長 )

本日は、大変お忙しい中、本審議会に、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

昨年度も、千葉県最低賃金及び特定最低賃金につきまして、御審議いただき、それぞれ改正決定させていただくことができました。

これらは委員の皆様方の御尽力の賜物であり、改めて感謝申し上げます。

さて、日本国内における経済情勢は、内閣府から発表されました令和 5 年 1 月～ 3 月期の実質国内総生産( GDP )の実質成長率は、前期比年率プラス 2.7% ( 前期比プラス 0.7% ) となっており、6 月の月例経済報告( 6/22 発表 ) においては、「景気は、緩やかに回復している。」とされているところです。

他方で、昨年度後半の消費者物価指数は、前年同月比 4% から 5% 増で推移したことに留意する必要があります。

また、千葉県における5月の有効求人倍率(6/30発表)は1.03倍で、前年同期比から0.09ポイント上昇し、新規求人倍率についても2.02倍で前年同期比から0.16ポイント上昇している状況にあります。

このことから、県内の雇用情勢は、求職者が引き続き高水準にあるなど、一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直している状況が窺えるところです。

こうした県下の状況や6月30日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に「令和4年度の地域別最低賃金額改定の目安について」諮問がなされたことなどを踏まえ、本日この後、千葉県最低賃金の改正について諮問させていただくこととしております。

なお、今回の中央最低賃金審議会における目安の諮問において、加藤厚生労働大臣から、6月16日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に関連した発言がありました。

大臣の発言内容は次のとおりです「6月16日に閣議決定されたいわゆる骨太等において最低賃金については、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論を行うこと、地域間格差に関しては最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図ることとされているところです。また今年の春季労使交渉の賃上げ率は、連合の第6回答集計結果では全体で3.66%、中小企業では3.36%と約30年ぶりの高い伸び率となっています。この賃上げの流れの維持・拡大を図り非正規雇用労働者や中小企業にも波及させていくためには、最低賃金による底上げも必要であります。これらの賃上げにおいては実質賃金をプラスにしていくことが重要であります。中央最低賃金審議会においてはこうしたことにも留意され、公労使の委員において真摯な議論が行われることを期待しております。」といった内容でございました。

委員の皆様方には、こうした中央での状況も配意しつつ、千葉県の実情を十分に踏まえた、ご審議をお願いいたします。

併せて、今後、多大な御労苦をおかけすることになりますが、賃金行政の円滑な推進に、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。今年度もよろしくをお願いいたします。

(賃金室長)

会長及び会長代理を選出していただきたいと存じます。本審議会の会長及び会長代理は、最低賃金法第24条により、公益委員の中から選出いただくことになっており、本日の公益委員会議にて、会長に大澤委員、会長代理に下田委員と

いうお話がございましたがいかがでしょうか。

《異議無し。旨の声》

(賃金室長)

御協議いただいた結果、会長に大澤委員、会長代理に下田委員が選出されました。今後の会議運営につきましては、会長にお願いしたいと思います。

(賃金室長)

議題(1)の最低賃金の改正決定について諮問させていただきます。

《局長から会長に諮問文を手交》

(会長)

確認のため、事務局から朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《諮問文(写)朗読》

諮問文に盛り込まれている新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」の中で、最低賃金のことについてご紹介いたします。

まず「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」です。「最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。」という内容です。

次に「経済財政運営と改革の基本方針2023」ですが「最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年も全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。」と

いう内容です。

(会長)

ただいま諮問を受けましたので、議事を進めます。まず、審議の公開の報告をいたします。本審議会は審議会運営規程第6条に基づき公開で開催することになりますので、傍聴者について公示をしたところ、1名の傍聴者がおりますのでご報告いたします。

それでは、議題(2)の「令和5年度千葉地方最低賃金審議会の運営について」、事務局から説明願います。

(賃金室長)

議題(2)の「令和5年度本審議会の運営について」、お手元の資料

資料 1-1 千葉地方最低賃金審議会運営規程

資料 1-2 同 運営小委員会運営規程

資料 1-3 同 専門部会運営規程

資料 1-4 同 特別小委員会運営規程

をご確認ください。

現在、4つの運営規程が設けられていますが、本年度は、特に改正の必要は無いかと考えております。これについて、お諮りいたします。

(会長)

事務局から説明のありました当会運営規程の改正についてですが、何か意見はございますか。

《意見ありません。旨の声》

(会長)

特に意見がなければ事務局説明のとおり運営規定の改正は行わないこととします。今年度もこの運営規程により当審議会を運営して参りたいと存じますので、御協力よろしく申し上げます。

次に、議題(3)の千葉地方最低賃金審議会「運営小委員会」・「特別小委員会」の設置について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

千葉地方最低賃金審議会「運営小委員会」と「特別小委員会」の設置について当審議会では、従来から「本審議会」の議事運営に関する事項について協議する

ために「運営小委員会」を設置し、また、特定最低賃金に係る決定等の必要性の有無などについて速やかに結論が得られるよう意見調整を行うために「特別小委員会」を設置し、各々の運営規程により運営してまいりました。

本年度もこれまでと同様に、2つの小委員会を設置し、各運営規程に基づき運営することとしてよろしいかお諮りいたします。

また、これら小委員会の構成は、それぞれの規程第3条により、共に各側同数の計9名以内の構成にすることとなり、従来から各側3名の計9名の構成になっております。小委員会を設置する場合、その構成についても昨年同様9名の構成としてよろしいか併せてお諮りいたします。

(会長)

事務局から説明のありました運営小委員会の設置と特別小委員会の設置について、何か意見はございますか。

《意見ありません。旨の声》

(会長)

それでは、両小委員会の委員を選出していただきたいと思います。この場で御協議いただき、各側3名ずつ選出していただきたいと思います。「運営小委員会」について、まず、労働者側からお願いします。

(労働者側委員)

中島委員、田中委員、鈴木委員 です。

(会長)

続いて、使用者側からお願いします。

(使用者側委員)

高橋委員、黒岩委員、池田委員 です。

(会長)

最後に、公益委員を報告いたします。

運営小委員会は、大澤委員、下田委員、大竹委員 です。

(会長)

続いて、「特別小委員会」について、

労働者側からお願いします。

(労働者側委員)

中島委員、野田委員、岡田委員 です。

(会長)

続いて、使用者側からお願いします。

(使用者側委員)

高橋委員、黒岩委員、池田委員 です。

(会長)

最後に、公益委員を報告いたします。

大澤委員、大竹委員、小野委員 です。

以上、それぞれ「9名」の方々が、「運営小委員会」及び「特別小委員会」の委員に選出されましたので、どうぞよろしくお願いいいたします。

次に議題(4)の千葉県最低賃金専門部会の設置・運営についてですが、先ほど、局長から千葉県最低賃金の改正決定について諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項の定めるところにより専門部会を設置し、今後、この専門部会において具体的な調査審議を行うこととなりますので、よろしくお願ひします。

この専門部会の委員の数は、最低賃金審議会令第6条第1項により「9名以内」となっており、従来から、各側3名、合計9名となっていますが、今年度も同数の構成でいかがでしょうか、お諮りいたします。

《はい。結構です。旨の声》

(会長)

ご賛同いただきましたので、各側からそれぞれ3名の専門部会委員が選出されることとなりますので、その選出手続きについて、事務局から説明を受けたいと思います。

また、「関係労働者」及び「関係使用者」からの意見聴取にかかる公示について、併せて事務局から説明をお願いします。

(室長補佐)

最低賃金審議会令第6条第4項により、「専門部会」の関係労働者を代表する

委員及び関係使用者を代表する委員の任命については、同令第3条を準用することになりますので、関係労働組合、関係使用者団体に対して相当期間を定めて候補者の推薦を求める公示を行う必要がございます。

当局では、専門部会の推薦公示については、2から3週間程度とされておりますが、本年度においては審議会運営及び日程の都合上、令和5年7月24日を期限として、公示することといたします。

(賃金指導官)

続きまして、最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見聴取に係る公示について、ご説明いたします。

最低賃金法第25条第5項及び同施行規則第11条第1項に基づき、審議会が最低賃金の改正決定について、調査審議を行う場合においては、関係労使の意見を聞くものとし、意見を述べようとする関係労使は、一定の期日までに意見書を提出すべき旨、公示することが求められております。

この関係労使の意見聴取の公示は、諮問後、できる限り早い時期に行うこととされており、公示期間は、地域別最低賃金に係るものについては、3週間程度とされておりますが、本年度においては、審議会の運営及び日程の都合上、令和5年7月24日を期限として公示することといたします。併せて、千葉労働局のホームページにも掲載し広くお知らせする予定です。

(会長)

次に議題(4)に関連して「意見陳述」についてですが、まず事務局より説明をお願いします。

(賃金指導官)

千葉県最低賃金に係る意見陳述についてですが、昨年度は、1つの組合から要望があり8月2日の第2回本審議会において1名が陳述いたしました。

今年度につきましては、現時点で要望はありませんが、意見書の提出は受けております。つきましては、意見陳述の要望があり、適当と認められる場合には、実施する方向でよろしいかお諮りいたします。

(会長)

ただ今、事務局から説明のありました千葉県最低賃金に関する意見陳述について、要望があり、適当と認められる場合は、陳述の場を設けることでよろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(会長)

それでは、意見陳述につきましては実施することとし、いつ、どのように実施するかなど審議の運び方について、運営小委員会で協議することといたします。

続いて、特定最低賃金に関する意見陳述について、事務局より説明をお願いします。

(賃金指導官)

昨年度は、特定最賃7業種の改正を申し出た関係組合から意見陳述の要望があり、うち「電気機械器具製造業」「一般機械器具製造業」「精密機械器具製造業」の3業種について、それぞれ3組合、合計2名の方が意見陳述を行いました。今年度の特定最賃に係る申し出の状況ですが、昨年同様、7業種について改正の申し出がありました。また、「百貨店・総合スーパー」からは、新設について申し出がありましたのでご報告いたします。

今年度は、現時点で意見陳述の要望はありませんが、改正を申し出た関係組合から要望があった場合に陳述の場を設けるかをお諮りいたします。

(会長)

ただ今、事務局から説明のありました千葉県特定最低賃金に関する意見陳述について、改正及び新設を申し出た関係組合から意見陳述の要望があった場合には、陳述の場を設けることでよろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(会長)

それでは、千葉県特定最低賃金に関する意見陳述について、陳述の場を設けることといたします。

なお、意見陳述の方法等について、第1回運営小委員会で協議することによろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(会長)

それでは、第1回運営小委員会で協議することといたします。

続きまして、議題(4)に関連して、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてお諮りいたします。はじめに事務局から説明をしていただきたいと思います。

(賃金室長)

最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその決議するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。

当審議会では、従来から、千葉県最低賃金専門部会には適用していませんでしたが、特定最低賃金専門部会については、決議が全会一致の場合には、この第6条第5項を適用してきたところです。

本年度についてはいかがすべきか、ご審議をお願いします。

(会長)

事務局から説明のありました特定最低賃金専門部会の第6条第5項の適用について、従来どおりの取り扱いでよろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(会長)

ご賛同いただきましたので、特定最低賃金専門部会の決議が全会一致の場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することといたしますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議題(5)の「今後の審議日程について」ですが、まず、事務局から今年度の審議日程について説明を受けたいと思います。

(賃金室長)

委員の皆様方には、予めA案とB案の日程をお示しさせていただいたところですが、会場等の都合によりA案を採用させていただきたく存じます。

A案につきましては、中央最賃審議会の答申が7月31日午前中までに示される前提で、8月1日に「目安伝達」と「特定最低賃金の改正諮問」を行うための本審議会を予定しております。

その後、数回の審議会等を経て、8月7日に「県最賃の答申」を見込み、8月23日に「異議の申出」についての諮問・答申といたしました。

なお、「専門部会」及び「本審」の予備日として8月9日午後1時15分からを設けております。

また、異議の申し出がなされた場合は、8月23日に「本審議会」を行い予備日として8月25日を設けております。

次に特定最低賃金の日程につきましては、12月25日発効に向けて予定を組んでいるところですが、こちら会場等の都合により当初お示した日程(案)を修正しております。

ただいま、お示しております日程(案)は、現在ある7業種で「専門部会」を進めさせていただいた場合の日程(案)でございます。

今後、8月3日と8月23日に予定されております「特別小委員会」の中で、改正等の必要性についてご審議をいただき、8月23日の「本審議会」での決定を受けて、各専門部会の日程を確定させたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今年度につきましては、「百貨店・総合スーパー」から新設の申し出がありましたので、こちらについても審議の対象とさせていただく予定となっております。

以上の日程(案)となります。

(会長)

ただ今、千葉県最低賃金の審議日程(案)と特定最低賃金の審議日程(案)が示されましたが、審議日程につきましては、この場で大筋ご了承いただき、本審議会終了後に開催されます「運営小委員会」に置いて、議事運営に関する詳細についてご協議を賜りたいと思っておりますが如何でしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(会長)

それでは、審議日程については、ご賛同いただきました。

事務局は、日程については各委員に速やかに連絡をするようにお願いします。

最後に議題(6)の「その他」になりますが、事務局の方から各種資料をご用意していただきましたので、簡単に説明をお願いしたいと思います。

(賃金室長)

本審資料 1から5につきましては、当審議会の運営規定や地域最賃及び特定最賃の改定状況の推移等の資料を用意させていただきました。

参考資料1から4は、中央審議会において提供された資料となります。

参考資料1は、令和5年4月6日に開催された「第65回中央審議会の議事録」

参考資料 2 は、同審議会に提供された資料一覧と「全員協議会報告書」

参考資料 3 は、令和 5 年 6 月 30 日に開催された「第 66 回中央審議会、大臣から諮問」における関係資料となります。

参考資料 4 は、この後に開催された「第 1 回目安に関する小委員会」における関係資料となります。

この内、参考資料 4 - 1「主要統計資料」及び参考資料 4 - 4「足下の経済状況等に関する補足資料」です。

こちらにつきまして、申し訳ございませんが数が多いものですから、時間の都合、この場での紹介・説明は省かせて頂きますが、後ほどご確認頂きご不明な点などございましたらお手数でもお問い合わせ頂ければと存じます。

以上です。

(会長)

それでは、各種資料につきましては、ご確認頂きまして不明な点は事務局又は次回の審議会等でお願ひします。

以上で、本日の議題は終了となりますが、他に何かございますか。

《意見ありません。旨の声》

(会長)

何もないようでしたら、本日の審議を終了させていただきたいと思ひます。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして閉会といたします。ご協力ありがとうございました。